

学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について

論 点	東 京 都 意 見
学校法人に社会福祉法人等と同等の仕組みを導入することについて	<p>○事業の目的・性質、設立のハードル等が全く異なる社会福祉法人等のガバナンスの仕組みを学校法人に同様に適用することは、学校運営・教育活動における私学の自主性、独自性に重大な影響を及ぼす懸念がある。</p>
大学法人対象の「方向性」を都道府県知事所轄学校法人に適用することについて	<p>○幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を設置する都道府県所轄法人は、大学法人とは、事業・財政規模や事業運営の状況が著しく異なる。</p> <p>○評議員等の制度変更をそのまま当てはめると、人材確保や法人運営のコストが課題となり、かえって機能不全を起こす可能性がある。</p> <p>○都道府県所轄法人の法的規制については、その規模や運営実態を踏まえた検討が必要である。</p>
評議員会・評議員の職務等について	<p>○「方向性」による、評議員の役割・権限の強化や就任制限により、評議員の責任・業務量は、現状に比べて、相当大きなものとなる。</p> <p>○都道府県所轄法人は、事業・財政規模や事業運営の状況が様々であり、現状においても役員・評議員の成り手の確保に苦勞している法人が多数ある。</p> <p>○各学校の教育理念や実態を理解する評議員の選任ができないことにより、建学の精神に基づく学校運営・教育活動への悪影響が生じるおそれがある。</p>
これまでのガバナンス強化との整合性	<p>○私立学校法はガバナンス強化を目的として、令和元年度改正により、監事、評議員会等の規定改正が行われたばかりである（令和2年4月施行）。各学校法人は改正私立学校法に基づき寄附行為変更を行い、ガバナンス強化に取り組んでいるところである。更なる改正を行うのであれば、令和元年度改正の効果を十分に検証したうえで、内容を検討するべきである。</p>